

2016年5月14日

東京地方裁判所 田辺三保子 裁判長 殿

警視庁 高橋清孝 警視総監 殿

東京地方検察庁 八木宏幸 検事正 殿

ろくでなし子氏に対する不当判決への抗議声明

芸術家のろくでなし子氏（五十嵐恵氏）に対する、2016年5月9日の東京地裁による有罪（一部無罪）判決に、強く抗議します。氏は、社会的に偏見を持って位置づけられた女性器をめぐる、自らの性器を中心となる主題に据え、現代社会における性や性差をめぐる問題に多角的で新鮮な視点を与える表現活動を展開してきました。同氏の作品の表現と陳列が無罪とされたのは当然としても、その活動と切り離しがたい3D データが今回わいせつにあたるとして有罪とされたのは、情報環境まで視野に入れて営まれる今日の芸術活動の自由を著しく狭めるものです。また同氏に対する警察による二度にわたる不当な逮捕、拘留、捜査、接見禁止、検察による起訴、有罪判決に至る一連の経緯は、人間にとって重要な表現活動である芸術行為それ自体の可能性を不当に抑圧し、否定するものであり、民主主義の根幹を支える「表現の自由」の権利を著しく侵害するものであります。我々は、ろくでなし子氏に対する今回の有罪判決、およびここに至る経緯について強く抗議します。

国際美術評論家連盟日本支部 会員有志

青木正弘、赤津侃、遠藤水城、大倉宏、岡崎乾二郎、岡部あおみ、岡村多佳夫、尾崎信一郎、笠原美智子、倉石信乃、暮沢剛巳、小勝禮子、坂本満、沢山遼、榎木野衣、塩田純一、島敦彦、高島直之、千葉成夫、土屋誠一、中井康之、成相肇、難波英夫、林寿美、林道郎、日夏露彦、福住廉、牧陽一、松浦寿夫、松本猛、光田由里、藪前知子、山本和弘